

諮問庁：秋田県知事

諮問日：令和7年 5月 9日（諮問第47号）

答申日：令和7年10月 8日（答申第48号）

事件名：照会記録に関する保有個人情報の開示をしない旨の決定処分に対する  
審査請求に関する件

## 答 申

### 第1 審査会の結論

秋田県知事（以下「実施機関」という。）が、2020年9月から現在に至るまでに、秋田県健康福祉部健康づくり推進課国保医療室（以下「国保医療室」という。）職員が秋田県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に対して、請求者本人の個人情報を照会した記録（以下「本件対象情報」という。）について、令和7年3月6日付け保有個人情報の開示をしない旨の決定処分（以下「本件処分」という。）において、開示請求に係る個人情報が記載された行政文書を保有していないとして全部を開示しないこととしたことは妥当である。

### 第2 諮問に至る経緯

#### 1 開示請求の内容

審査請求人は、令和7年2月20日、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、実施機関に対し、2020年9月から現在に至るまでに、秋田県庁の職員が国保連に対して、審査請求人本人の個人情報を照会した記録の開示請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、令和7年3月6日、上記1の開示請求に対し、法第82条第2項の規定に基づき、本件処分を行い、審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和7年3月20日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 4 諮問

審査庁（実施機関）は、令和7年5月9日、法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により、本件審査請求について、秋田県個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。







て、請求者本人の個人情報を照会しておらず、開示請求に係る個人情報が記載された行政文書を保有していないため。

## 2 審査請求の理由に対する弁明について

国保医療室は、国民健康保険制度に関する業務、国民健康保険者等の指導・助言・監督に関する業務及び保険医療機関等の指導・監査に関する業務などを行っているが、2020年9月から現在に至るまでに、国保医療室職員が国保連に対して、審査請求人の個人情報を照会していない。

そのため、開示請求に係る個人情報が記載された行政文書を保有していないとし、開示をしない旨の決定処分を行ったことについて、違法又は不当な点はない。

## 3 結論

したがって、上記1のとおり、本件審査請求は、棄却されることが適当であると考えます。

## 4 口頭意見陳述での説明

(1) 開示請求書記載の「照会した記録」については、国保連に対して書面や電話などで審査請求人の個人情報について照会したことに係る記録を本件開示請求の対象情報として考えており、診療報酬明細書データをシステム上で閲覧することが「照会」に含まれるとは考えておらず、国保連が保有する診療報酬明細書データについてのシステム上での閲覧に関する記録は本件開示請求の対象情報に含めてはいない。

(2) 県は、市町村から包括的に許可を得てシステム上で診療報酬明細書データを閲覧できるのみで、診療報酬明細書データ自体を保有しているわけではない。県ではシステム上の診療報酬明細書データへのアクセスログなどの記録を保有しておらず、このような記録を確認するには国保連に照会することになる。

## 第5 調査審議の経過

- 1 令和7年 5月 9日 諮問の受付
- 2 同 年 6月17日 審議
- 3 同 年 7月24日 実施機関による意見陳述
- 4 同 年 8月21日 審議
- 5 同 年10月 2日 審議

## 第6 審査会の判断の理由

### 1 本件対象情報について

実施機関は、開示請求に係る個人情報を保有している可能性がある事務担当課室を移住・定住促進課及び国保医療室と特定した上で、そのうち、本



るところ、同室職員が審査請求人の個人情報について国保連に対して照会を行うことの必要性や蓋然性は乏しいと考えられるから、この実施機関の説明に不自然、不合理な点はなく、また、このような照会をしたことをうかがわせる具体的な事情も認められない。

- (3) 次に、国保連が保有する診療報酬明細書データの閲覧記録について検討する。

この点について、実施機関の説明から、システム上での閲覧は、あくまで国保連が管理・運営するシステム上において、国保連が保有する診療報酬明細書データを市町村からの包括的な許可に基づき閲覧しているものであり、診療報酬明細書データ自体を実施機関は保有しておらず、また、データへのアクセスログや閲覧履歴などの記録はシステムを管理・運営する国保連が保有する情報であって、実施機関で保有していない情報であると認められる。(なお、この点について、診療報酬明細書データを自ら保有する秋田市などの市町村と県(実施機関)では保有する情報が異なるものである。)

したがって、実施機関は、診療報酬明細書データの閲覧記録、すなわち、請求者本人の個人情報を照会した記録を保有していないと認められる。

- (4) 以上のことから、実施機関は、本件対象情報について、国保連に対して書面や電話などで審査請求人の個人情報について照会したことに関する記録だけではなく、国保連が保有する診療報酬明細書データの閲覧記録についても含めて判断すべきであったが、上記のとおり、これらの情報が記載された行政文書を実施機関は保有していないことが認められるから、結果として、本件対象情報について全部を開示しないこととした本件処分は妥当なものであると認められる。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、実施機関である秋田県知事が国保連を指導監督する立場にあることから、国保連による審査請求人の個人情報の漏えいに対する監督責任がある旨主張するが、秋田県知事が国保連を指導監督する立場にあるとしても、そのことは本件処分の当否に影響するものではないから、この点の審査請求人の主張は採用できない。

そのほかに審査請求人は種々の主張をしているが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

## 第7 答申に関与した委員

区 分	氏 名	職 名
	小野寺 倫 子	秋田大学教育文化学部准教授
会 長	面 山 恭 子	弁護士
会長代理	加 藤 謙	弁護士
	佐々木 俊 幸	弁護士
	鈴 木 明 文	秋田県医師会顧問